

保育所が開催するイベントに参加したり、子どもたちとの交流など、公園がコミュニティの場に!



保育所のイベントで地域住民も交流
地域住民の方も招いて保育所が公園で開催する夏祭りは、地域交流の場。中比恵公園（福岡市）



地域交流事業を開催
公園愛護会と保育所が合同イベントを開催。反町公園（横浜市）



地域に開かれたカフェ設置
地域の方も休憩や交流できる地域にも開かれたカフェを設置。祖師谷公園（東京都）

緑化を進めることで公園がやすらぎとうるおいを与える存在に!



公園の緑が充実
保育所の建物の緑化を条件としたことで、公園内の緑視率が向上。中比恵公園（福岡市）



保育所花壇が散歩の楽しみに!
保育所に花壇が設置され、公園を散歩コースにしたという地域住民の声も。中比恵公園（福岡市）

防災機能もアップ!



災害への備えの拡充
公園が避難場所であることから保育所でミルク、おむつを備蓄。中比恵公園（福岡市）

保育所のトイレが利用できたり、公園で子育て支援が受けられるなど、もっと便利に!



授乳ができる「赤ちゃんの駅」
保育所内に設置された授乳スペースは、一般利用者が気軽に利用。ふれあい緑地（豊中市）



誰でもトイレ・乳幼児向けトイレ
保育所内に設置したトイレを一般来園者へ開放。西大井広場公園（品川区）



子育て相談ができる
在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化を解消。ふれあい緑地（豊中市）

公園利用者が増え、清掃活動も保育所と一緒に! 住民が支える公園に!



公園が明るい雰囲気
保育所利用者など若い世代の利用が増加。中山とびのこ公園（仙台市）



管理面で地域団体と協働
保育所が公園清掃活動などを地域団体と協働。中比恵公園（福岡市）



遊休財産の有効活用
用途廃止により利用されていなかった管理詰所が再利用され、住民も安心。反町公園（横浜市）

都市公園と保育施設 互いを活かすための ポイント

地域住民も子どもも元気になる

公園保育所のOPENに向けて

共働き世帯が増加し、仕事と育児を両立できる環境が求められています。一方、都心部では、都心回帰の傾向もあり待機児童対策が深刻化しています。そのような中で都市公園法の改正が行われ、都市公園の占有物件に社会福祉施設等として保育所が追加されました。

都市公園は、レクリエーションや地域コミュニティ活動など利用の役割と、緑によるやすらぎの場や災害時の避難地など存在自体の役割があります。都市公園へ保育所を設置した先進事例からは、これらの役割に良い影響を与える例が見られます。都市公園と保育所の良い所を活かしながら、子どもも大人も元気になる公園保育所の開設に向けたポイントを紹介します。



地域の子どもの 豊かな人間関係のなかで 成長していく 拠点にな~れ!



神戸女子大学
家政学部
教授
梶木 典子

公園というオープンスペース

このたび、これからの時代の都市公園のあり方を検討した結果、都市公園法が改正され、保育所等を建設することが可能になりました。しかし、これを待機児童解消の切り札と簡単に考えられては困ります。なぜなら、それは公園が空いている土地ではなく、様々な機能を持つ大切なオープンスペースだからです。特に、待機児童問題が深刻な地域というのは人口が密集し、多様な業務機能が集積しており、だからこそ公園というオープンスペースは都会のオアシスであり、貴重なのです。

また、大災害等が発生したときには、公園は避難所として使われ、仮設住宅建設など復興のためにも必要な空間となるのです。これまで大切に確保してきた貴重な公園スペースを保育所として使うのだからこそ、子どもや保護者、地域の方々、そして公園にとっても喜ばれる使われ方をしたいと願わずにいられません。公園の機能を最大限にいかせる保育所であれば、素晴らしい展開が期待できます。

公園の機能をいかす保育所のあり方とは?

都市部の子どもたちにとって、最も身近な自然環境は公園です。子どもは自然のなかで自由に遊ぶことにより、自分のやりたいことを自分で見つけて挑戦し、成功したり、失敗したりを繰り返します。自然のなかには子どもの「やってみよう」を刺激する要素があふれています。虫の動きを見たり、きれいな花を見つけたり、泥遊び、水遊び、でこぼこ道や坂道、起伏の豊かな場所を走ったり、転んだり…。光、匂い、音、感触など五感を総動員して夢中になって遊ぶことにより、豊かな感受性が育まれ、体も鍛えられます。保育所の子ども達には、身近な自然を体験できる公園を、外遊びの場として日常的に利用して欲しいと思います。

地域の子どものと一緒に育てる保育所

一方、公園は地域の方々の利用が多い場所です。人間関係が希薄化している現代だからこそ、公園に保育所ができることをきっかけに、子どもたちが地域のなかで育つことがいかに大切であるかを大人たちに気づいてもらい、地域の子どものと一緒に育てる保育所が求められます。そのためには、互いに顔見知りの関係を築くことが大切です。公園の中の保育所は地域に開かれ、子どもたちが地域の子どものように豊かな人間関係のなかで成長していくことができる拠点となるように、是非、関わる大人たちの叡智を集結して取り組んで欲しいと思います。

子どもの声が響かないひっそりしたまちよりも、子どもの声が響き、子どもたちに寛容なまちは希望に溢れていると思いませんか。幼児期に自然豊かな公園で自由に思い切り遊ぶことができる毎日は、子どもたちの人生の最大の財産となるはずですよ。

関連法令等を CHECK

- CHECK①** 都市公園法第7条第2項 都市公園の占用の許可
- CHECK②** 都市公園法施行令第12条第3項 占用物件 (政令で定める社会福祉施設)
- CHECK③** 都市公園法施行令第14条第1号イ 占用の期間
- CHECK④** 都市公園法施行令第15条 占用物件の外観、構造等
- CHECK⑤** 都市公園法施行令第16条第1項 第6号の2 占用に関する制限
- CHECK⑥** 都市公園法運用指針(第3版) 保育所等社会福祉施設による都市公園の占用について (法第7条関係)
- CHECK⑦** 国土交通省都市局公園緑地・景観課長ほか通知(平成29年6月15日) 都市公園における保育所等施設の設置に係る連携について <http://www.mlit.go.jp/common/001211373.pdf>
- CHECK⑧** 建築基準法第43条第1項 敷地等と道路との関係(接道義務)
- CHECK⑨** 児童福祉法第35条 児童福祉施設の設置
- CHECK⑩** 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第32条 保育所の設備の基準

技術的ポイント

- 占用面積は広場の30%**
広場の考え方は公園毎に定義した事例が多くみられました!(建物の中の場合は延べ床面積の50%まで)
- 都市公園では占用物件**
保育所は公園の占用物件という位置づけです。(最長10年(更新可)・占用料も必要)
- 占用できるのは通所型**
新たに占用物件に加えられたのは、保育所その他の社会福祉施設の通所型であり、認可・届出されたものに限られます。



公園保育所の設置が、公園にとっても、保育所にとっても価値のある取組みとなるよう、関係部署等が以下の点に留意し、一緒に取り組むことが重要です。

- 公園にしか設置できないか確認**
将来的にも待機児童対策が必要なエリアなのか?他では用地が確保できないのか?この2点を確認しましょう。
主に公園担当 (緑の矢印) 主に保育担当 (赤の矢印)
- これまでの公園利用者と保育所利用者の共存に配慮**
これまで公園を利用していた人と保育所を利用する人が共存できるように考えましょう。
対応例:基本的に、既存利用者が少ない場所で占用を許可する。
- 建設予定地の土地を調べる**
公園以前の土地の利用履歴や地中埋設物などについて、できる限り調べましょう。
- 建築基準法に対応できるか確認**
公園中央部に保育所を配置する場合、接道義務を満たすため、敷地設定を工夫しましょう。
- 保育所の騒音対策**
保育所が近隣住宅に近い場合、音の影響について、あらかじめ検討しましょう。
対応例:募集要項において「住民説明会を開催し、基本設計に住民の要望等を反映すること」を示す。
- 都市公園の魅力の向上**
周辺の要望を踏まえ、事業者公募の際に公園の新たな魅力となる取組みを求めることも有効です。
- 送迎時の住環境や安全対策**
保育所への送迎については、交通渋滞・通過交通増加等の住環境の観点や公園利用者の安全性等の観点を検討しましょう。
対応例:車での送迎や自転車の公園内乗り入れにルールを設ける。最低限の保育所駐車場を公園周辺に確保する。
- 民間との役割分担の明確化**
保育所設置事業で想定されるリスクについて、公募時に事業者との役割分担を明記しておきましょう。
対応例:地下埋設物・地中障害物発見の場合、事業者の費用負担で対応する。
- 近隣住民等への説明**
説明会を複数回開催し、住民の意見を計画に反映しましょう。
- 工事中の安全確保**
工事車両が園路を通行する場合は、公園利用者への安全管理について事業者へ適切に指導しましょう。また工事の進捗に従い問題が生じないか、事前に検討しましょう。
- 占用区域の境界の処理**
占用区域との境界は、公園の利用や景観、保育所のプライバシーやセキュリティを考慮しましょう。
対応例:保育所敷地境界部分(園路隣接部分)に樹木を補植し、良好な景観を確保する。
- 代替機能は利用のしやすさを検討**
保育所設置に伴い、保育所の屋上を解放する等、公園の代替機能を設ける場合は、設けた空間が利用されるようにすることが重要です。
- ルール順守**
占用区域外にモノを設置しない等、運営事業者に対して占用区域外でのルールを徹底し、占用許可条件の遵守を求めましょう。



保育所の設置・運営により公園に新たな魅力が加わります!

事例1 地域交流等を行う場所として事業者に連携を求める

学識研究者、保育所整備担当、公園担当を交え、保育所と公園の双方にとって有益な関係や保育所による公園活用と公園マネジメントの可能性について検討を重ねた。それを踏まえ、公募時に事業者に求める項目を設定した。(横浜市:反町公園)

- 募集要項に明記**
- ①地域交流・地域支援等の検討
 - ②施設整備にあたって工夫する点
 - ③公園で開催されるイベント等への協力体制
 - ④開所後の運営上の取組 など

事例2 地域にカフェを開放

地域住民としても価値のある施設となるよう、保育園の利用者だけでなく地域の方々にも開かれたカフェを保育園の一角に設置した。(東京都:祖師谷公園)



写真提供:茶々そしがやこうえん保育園

事例3 占用区域外で花壇づくり

占用区域内に加え占用区域周辺の緑化について提案を求めたため、事業者は、設置管理許可による花壇の整備と管理を実施。花壇でとれたハーブティーを園児が地域の方に振舞うことも計画されている。(福岡市:中比恵(なかひえ)公園)



写真提供:中比恵ソレイユガーデン保育園

保育所だけじゃない! 放課後児童クラブも

保育所と同様に確保が求められている放課後児童クラブの占用も検討が進められています。放課後児童クラブは、保育所と比べて必要な敷地面積が小さいため、占用面積が少ないことが特徴です。